

子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書

子どもの体やこころを傷つける 罰のない社会を目指して



子どもの体やこころを傷つける 罰のない社会を目指して

はじめに

子ども支援専門の国際NGOセーブ・ザ・チルドレンは、子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指し、社会啓発、政策提言、親や養育者に対する支援を行っています。

殴る、たたく、蹴るといった有形力を用いる体罰のみならず、怒鳴りつける、「だめな子だ」と言う、にらみつけるといった子どものこころを傷つける罰(これらを総称し「体罰等」とする)は、人間の尊厳と身体的不可侵性を尊重する子どもの権利を侵害しています。また、体罰等は子どもの発達に負の影響を及ぼすことも科学的根拠を伴って明らかになっています。さらに、体罰等はより深刻な虐待に発展する可能性もあります。

世界では、これまで53ヶ国が、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰を法律で禁止しており^{※1}、その数は年々増えています。体罰を法律で禁止した国では、体罰を容認する人が減り、また、実際に体罰を用いたり虐待したりする人が着実に減少しています。しかしながら、日本では、学校などにおける体罰は法律で禁止されていますが、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等は禁止されていません。

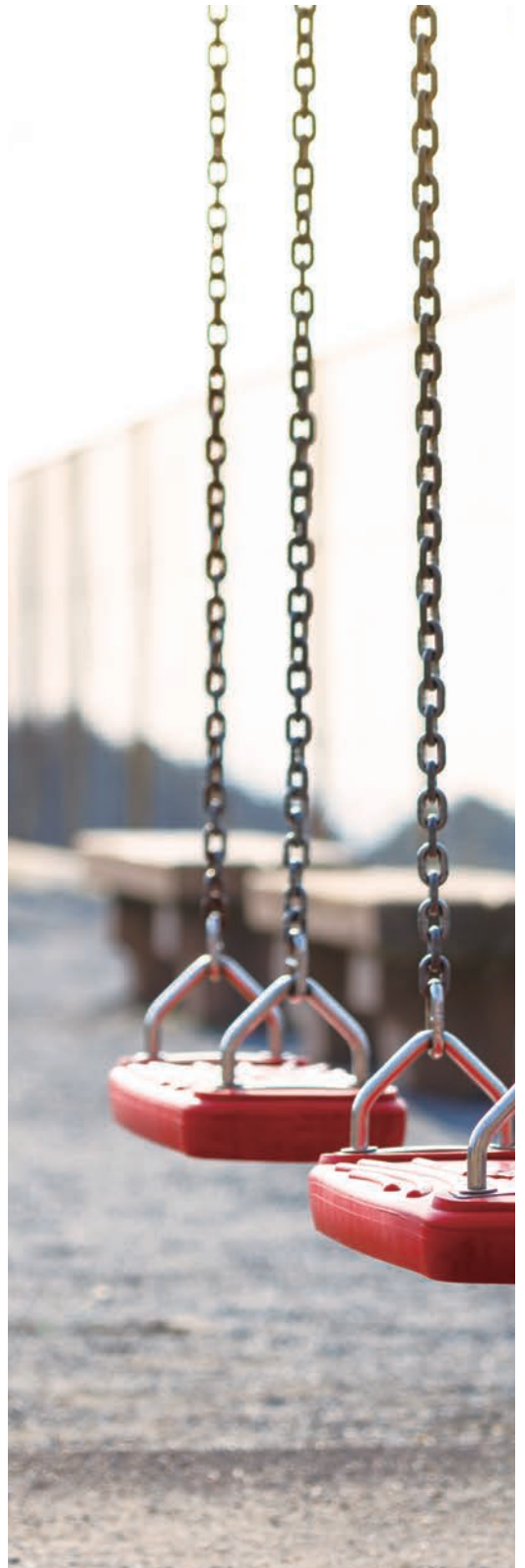
このような体罰等をなくすためには、実態を把握し、その対策を立てることが必要です。日本において、学校における体罰等の実態に関する調査は行われていますが、家庭内でしつけと称して用いられる体罰等に関する大人の意識や実態についての調査は十分に実施されていません。

そこで、セーブ・ザ・チルドレンは、家庭における子どもに対するしつけのための体罰等の意識や実態を把握するために、全国2万人の大人を対象としたインターネット調査を実施しました。本報告書では、調査結果から明らかになった体罰等への意識や実態について報告するとともに、調査結果をふまえ、日本において家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすための提言を行います。

体罰 : 殴る、たたく、蹴るといった有形力を用いる罰

体罰等: 上記体罰、および、怒鳴りつける、「だめな子だ」と言う、にらみつけるといった子どものこころを傷つける罰の総称
※ここでいう「子どものこころを傷つける罰」に体罰を含めていないが、体罰で子どもの心が傷つかないという意味しているものではない。

虐待 : 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つ
(厚生労働省の定義による)



目次

I.	調査の背景	04
	1. 子どもに対する体罰等の禁止に向けた国際的潮流と日本の現状	04
	1-1 国際的な定義	04
	1-2 法改正をした諸外国の現状	04
	1-3 日本の法制度	05
	1-4 日本における体罰等の禁止と虐待予防との関係性	05
	2. 海外および日本で示される体罰等の影響に関する科学的根拠	06
	3. 日本における体罰の容認度	06
II.	調査概要	07
III.	調査結果と分析	08
	1. 子どもに対する体罰等についての意識 ～大人2万人への意識調査結果から～	08
	1-1 体罰についての意識	08
	1-2 体罰の内容による意識の違い	09
	1-3 子どもをたたくべきと考えられている理由	11
	1-4 子どものこころを傷つける罰についての意識	11
	1-5 体罰等を受けた経験と子どもに対する体罰等の意識との関係性	12
	2. 子どもに対する体罰等についての実態 ～子育て中の1,030人への実態調査結果から～	14
	2-1 子どもをたたいた実態	14
	2-2 子どもに対する体罰の現状	14
	2-3 子どものこころを傷つける罰の現状	16
	2-4 子育てに関する状況と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性	17
	2-5 体罰等を受けた経験と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性	20
	2-6 たたかない、怒鳴らない子育てについての意識	21
IV.	結びと提言	23
	脚注	25

1. 調査の背景

1. 子どもに対する体罰等の禁止に向けた国際的潮流と日本の現状

子どもに対する体罰等は、どんなに軽いものであっても子どもに対する暴力として禁止されるべきである。国際的には、このことが子どもの権利条約等で明確に規定されている。日本では、虐待防止および学校などでの体罰の禁止は、それぞれ法律で定められている。しかし、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等については、明確に法律で禁止されておらず、かつ民法において親権者の懲戒権が認められているのが現状である。

1-1 国際的な定義

1990年に発効し、1994年に日本が批准した子どもの権利条約では、暴力、虐待、不当な取り扱いなどからの子どもの保護について次のように定義している^{*2}。

子どもの権利条約

19条1項 締約国は、(両)親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる。

また、子どもの権利条約の定義や解釈を示し、締約国による条約の履行状況を審査する国連子どもの権利委員会は、2006年に出した一般的意見8号にて、子どもに対する体罰等について具体的な定義を示した^{*3}。

国連子どもの権利委員会 一般的意見8号(2006年) 体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利

11. 委員会は、「体」罰を、**どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰**と定義する。(中略)委員会の見解では、体罰はどんな場合にも品位を傷つけるものである。

これに加えて、**同様に残虐かつ品位を傷つけるものであり、したがって条約と両立しない、体罰以外の形態をとるその他の罰も存在する**。これには、たとえば、子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代りに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせ、または笑いものにするような罰が含まれる。

同年、子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究の報告書^{*4}が提出された。この報告書では、家庭における体罰等を含め、子どもに対するさまざまな暴力の実態が明らかにされると同時に、子どもに対するいかなる暴力も正当化されず、また子どもに対するあらゆる暴力は防止可能であるというメッセージが示された。この報告書は、体罰等を含む子どもに対する暴力をなくすための取り組みを進めることを、国連加盟各国に要請している。

1-2 法改正をした諸外国の現状

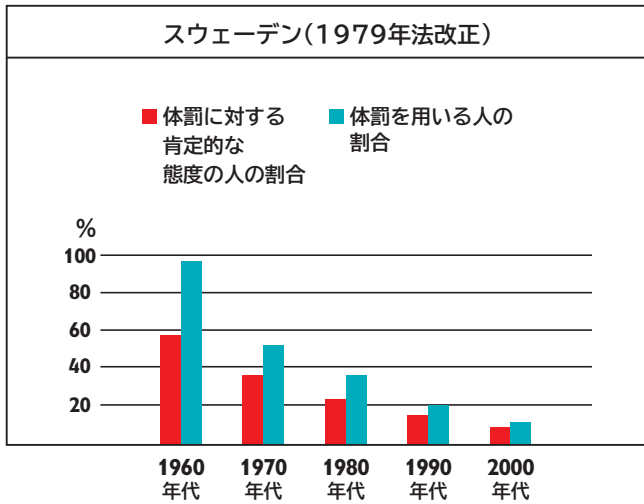
世界では、これまで53ヶ国が、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰を法律で禁止している。

例えば、1979年に世界で初めて家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等を法律で禁止したスウェーデンは、法改正の前後にわたり全国での啓発キャンペーン、および暴力によらない子育てのための支援も積極的に展開した。その結果、体罰に対する肯定的な態度を示す人や、体罰を用いる人の割合は大幅に減少していった。1960年代には体罰に対する肯定的な態度の人は6割近く、体罰を用いる人は9割以上にのぼっていたが、2000年代にはそれぞれ約1割まで低下した^{*5}。

体罰を法律で禁止したその他の国でも、体罰を容認する人や体罰を用いる人の割合は大幅に減少している。フィンランドでは、1983年の法改正を経て、体罰を容認する人の割合が47%から15%まで低下したうえ、体罰の減少と殺害される子どもの数の減少の関連性も指摘された。ドイツ、ニュージーランドなどでも、法改正後に体罰を容認する人の割合が大きく減少している。また、体罰を容認する人の割合が低い国では、チャイルド・マルトリートメント(不適切な養育)による子どもの死亡率も低いことが報告されている^{*6}。

体罰等を法律で禁止することと啓発活動の効果を比較すると、法改正も啓発も行っている場合(例えば、スウェーデン)が体罰および虐待を減少させる効果が最も高いことが指摘されている。次いで、法改正をしたが啓発はそれほど行っていない場合(例えば、ドイツ、オーストリア)、法律による禁止はしていないが啓発を行った場合(例えば、法改正前のスペイン)となった^{*7}。

以上のことから、法改正に支えられない啓発は大きな成功を収めることはできず、法改正と連動した啓発は人々の意識と行動に著しい変化を与えることが明らかになっている。そのため、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすためには、法改正が重要であるといえるだろう。



フィンランド(1983年法改正)

体罰の容認 **47%** → **15%**
1981年 2014年

ドイツ(2000年法改正)

軽く頬をたたくことの容認 **83%** → **25%**
1996年 2008年

ニュージーランド(2007年法改正)

体罰の容認 **90%** → **40%**
1981年 2013年

1-3 日本の法制度

日本国憲法13条⁸では個人としての尊厳が謳われ、児童福祉法1条⁹では子どもの権利条約に言及がある。しかし、民法822条¹⁰において、親権者の子どもに対する懲戒権が認められているため、親や養育者による子どもに対する体罰等が容認される可能性を残している。

虐待については、児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」)において、子どもに対する虐待の禁止、予防および早期発見について定義されている。ただし、児童虐待防止法14条1項¹¹は、親権者がしつけと称して子どもを虐待することがないように配慮する義務を課しているにすぎず、すべての体罰等が明示的に禁止されているとは言えない。また、学校教育法11条¹²は、学校における体罰の禁止を明文化しているのみである。

以上で述べたように、日本の法制度では、親権者による虐待に至らない程度の体罰等については禁止されておらず、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等は禁止されていない。一方、国際人権基準¹³は、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等の禁止を要請しているため、日本における法制度はいまだ十分とは言えない。

国連子どもの権利委員会は、日本における子どもの権利条約の履行状況についての第3回日本政府報告書審査結果をまとめた最終見解(2010年6月)において、日本の学校教育では体罰は禁止されているが、その禁止規定が効果的に実施されていないことに懸念を表明している。また、民法および児童虐待防止法が適切なしつけの行使を許容しており、体罰が容認される可能性があるとの懸念を表明し¹⁴、家庭・施設などあらゆる場面で、体罰および子どもの品位を傷つけるあらゆる形態の取り扱いを法律により明示的に禁止するように勧告している¹⁵。

また、日本弁護士連合会は2015年、「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書¹⁶」を発表し、体罰等は、「家庭を含めあらゆる環境において、禁止されることを児童虐待防止法及び民法において明文化すべきである。併せて民法の懲戒権規定(民法822条)を削除すべきである。」と主張している。

セーブ・ザ・チルドレンをはじめ市民社会も家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等の禁止を求めて働きかけてきた。その結果、国会では体罰等の禁止に向けた新たな動きがみられ、2016年の児童福祉法改正に際し、参議院厚生労働委員会にて附帯決議¹⁷が可決された。附帯決議の中では、「体罰によらない子育てを啓発すること」「今日の家庭を取り巻く状況の把握に努めること」「親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること」が掲げられている。この附帯決議は法的拘束力を有するものではないが、政府にはこれを尊重することが求められる。

1-4 日本における体罰等の禁止と虐待予防との関係性

日本において、子どもに対する虐待は大きな社会的課題となっている。厚生労働省による児童虐待の定義にあるように、虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待という4つに分類される¹⁸。2016年度中に全国210ヶ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は122,575件¹⁹で年々増加傾向にあり、また厚生労働省が確認した虐待死事例は72件84人(心中による虐待死を含む)にのぼっている²⁰。

虐待は、軽い体罰等から始めて徐々に深刻化し、引き起こされる事例もある。重い体罰や暴言などにより、子どもが重篤な後遺症を負ったり死亡したりする事例も少なくない。実際に、虐待事件を起こした大人が「しつけとしてやった」と弁明する姿はたびたびみられる²¹。したがって、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすことは、虐待予防の観点からも重要である。

そのため厚生労働省は、毎年開催している子どもの虐待防止推進全国フォーラムで、虐待対応や虐待予防だけでなく、体罰等によらない子育てに関する内容について、情報を共有・発信している。さらに、I. 1-3の児童福祉法改正の附帯決議を受け、厚生労働省は体罰等によらない子育ての啓発を推進すべく、

2017年にはパンフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」^{※22}を発行し、全国での活用を呼びかけている。

厚生労働省パンフレット 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」



2. 海外および日本で示される体罰等の影響に関する科学的根拠

体罰等は、子どもの権利を侵害する行為である。それだけでなく、体罰等が子どもの発達に負の影響を及ぼすことが、さまざまな科学的根拠を伴って明らかになっている。

体罰等は、使われれば使われるほど、しつけの方法としての効果のなさが明白になるため、深刻化していく傾向がある。したがって、体罰等はより深刻な虐待に発展する大きな危険因子であると考えられている。例えば、オーストラリアの子どもの死亡例と重症例を分析したところ、多くの事例がしつけと称してたたくことから始まったということが明らかになった^{※23}。

テキサス大学オースティン校のエリザベス・ガーショフ准教授は、2002年および2016年に、体罰が子どもに与える影響についての研究結果を発表した。2002年に発表した88件の調査結果を横断した分析では、体罰は身体的虐待につながる恐れがあり、また子どもの非行や反社会的行動にも強いつながりがあると結論づけられている^{※24}。さらに、2016年に発表した75件の調査結果を横断した分析では、たたくことで子どもの振る舞いが改善された証拠は見つからず、逆に体罰により攻撃性、非行、反社会的行動が強まること、また、親子関係の質的低下、メンタルヘルスの悪化など13種類もの有害な結果を引き起こすと指摘されている。さらに、お尻をたたくといった軽い体罰でも子どもの発達に負の影響があるとも述べられている^{※25}。

日本において0歳から6歳の子ども2,000人を追跡調査した研究でも、体罰を用いたしつけは短期的には有効に見えることもあるが、時間が経つにつれ、言葉や社会性の発達に遅れがみられたことが報告されている^{※26}。さらに、日本の子どもについて厚生労働省のデータから調べた研究でも、お尻をたたく行為が子どもの発達に負の影響を与えるという結果が明らかになっている^{※27}。

体罰だけでなく、言葉による暴力なども、子どもの発達に大きな影響を与えることがわかっている。子どもの脳の発達に関す

る画像研究を行う福井大学の友田明美教授の研究では、厳しい体罰や暴言を受け続けると、子どもの脳の発達に負の影響が出ることが明らかになった。例えば、厳しい体罰を受け続けることで、感情などを司る前頭前野(社会生活に極めて重要な脳部位)が萎縮する、暴言を受け続けることにより聴覚野(声や音を知覚する脳部位)が変形するといった結果がみられた^{※28}。

3. 日本における体罰の容認度

世界では、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等を法律で禁止し、体罰をなくすための啓発や、親や養育者への支援も行った結果、体罰の容認度を大きく低下させた国がある。

日本では、体罰の容認度について、過去に新聞社や子育て関係団体による子育て中の人を対象とした調査結果が数点公表されている。調査実施年や調査対象者はそれぞれ異なっているものの、約6割の回答者が体罰を容認しているという結果がみられた^{※29}。

しかしながら、主に家庭内でしつけと称して用いられる体罰等について、大人の意識や実態を明らかにした調査は十分に実施されていないのが現状である。

II. 調査概要

1. 調査の目的

子どもに対するしつけのための体罰等について、年齢、性別、居住地、子どもの有無などにかかわらず、日本全国における大人の意識および実態を確認すること。また、調査結果を、日本において家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすための政策提言と社会啓発につなげること。

2. 主な調査内容

意識調査 : 子どもの有無・年齢、体罰等の容認度、回答者が子どもの頃に受けた体罰等の経験

実態調査 : 子どもをもつ回答者が自身の子どもに対して体罰等を用いた実態、回答者の子育てに関する状況、体罰等によらない子育てに関する考え方

3. 調査の実施状況

【調査方法】 調査会社による専用調査画面を用いたウェブアンケート

【調査対象】 全国、20歳以上の男女

【回答者】 意識調査 : 男女、子どもの有無が同数となり、かつ回答者の年齢・居住地に偏りがないように抽出した大人2万人

実態調査 : 意識調査回答者の中から子どもをもつ者を第一子の年齢別に同数になるように抽出した大人1,030人

			子どもあり(第一子の年齢別)						子どもなし	計
			0~2歳	3~5歳	6~9歳	10~13歳	14~18歳	年齢不問		
意識調査	回答者 性別	男性						5,000	5,000	20,000
		女性						5,000	5,000	
実態調査	回答者 性別	男性	103	103	103	103	103			1,030
		女性	103	103	103	103	103			

(人)

【調査期間】 意識調査 : 2017年7月10日(月)~2017年7月13日(木)

実態調査 : 2017年7月11日(火)~2017年7月12日(水)

4. 調査の実施体制

調査主体 : 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

協力 : 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
NPO法人 子どもすこやかサポートネット

III. 調査結果と分析

1. 子どもに対する体罰等についての意識 ~大人2万人への意識調査結果から~

1-1 体罰についての意識

子どもに体罰を決してすべきではないと考えている人が、約4割にとどまっていることがわかった。

しつけのために子どもに体罰をすることについての考えを聞いたところ、56.7%が、何らかの場面で子どもに対し体罰をすべきであると回答した(グラフ1)。内訳をみると、「積極的にすべきである」(以下、「積極的に」)1.2%、「必要に応じてすべきである」(以下、「必要に応じて」)16.3%、「他に手段がないと思った時のみすべきである」(以下、「他に手段がない時のみ」)39.3%となっている。一方、「決してすべきではない」は43.3%であった。

前述したとおり、日本における過去の民間の調査においても、子どもへの体罰が必要だという回答者が全体の約6割を占めるという結果があったが、今回の調査結果でも同様に、しつけのための体罰を容認する回答者*が約6割存在することが確認された。

なお、回答結果を回答者の属性(年齢、性別、居住地、子どもの有無など)ごとに分析した結果を比較したところ、特に顕著な差は確認できなかった。

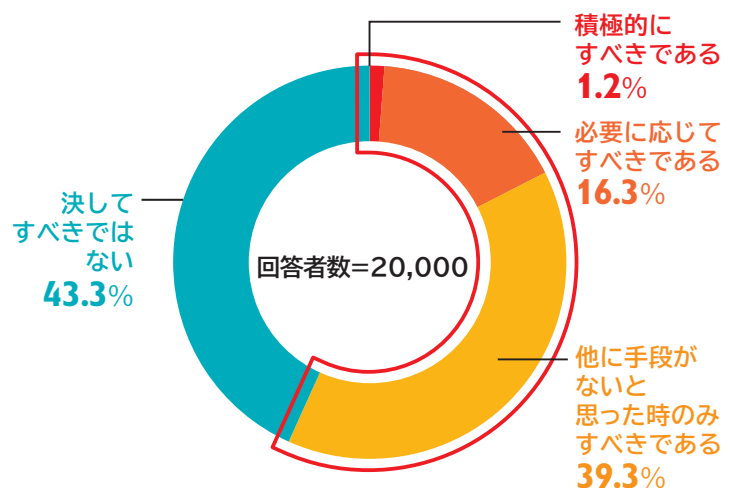
また、「体罰」という言葉から連想する行為が人により異なる場合があることを考慮して、「たたく」という言葉を用い、「しつけのために、子どもをたたくことに対してどのように考えますか」という質問も聞いたところ、何らかの場面で子どもに対し「たたくこと」をすべきであるという回答者は60.0%を占めた(グラフ2)。内訳をみると、「積極的に」0.9%、「必要に応じて」15.5%、「他に手段がない時のみ」43.7%、「決してすべきではない」40.0%となっており、子どもに体罰をすることについての回答結果と大きく変わらなかった。

*体罰を容認する回答者とは、子どもに対する体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がない時のみ」すべきであると答えた回答者を指す。

数値の見方 本文およびグラフの数値は、その表章単位に合わせて計算された数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。

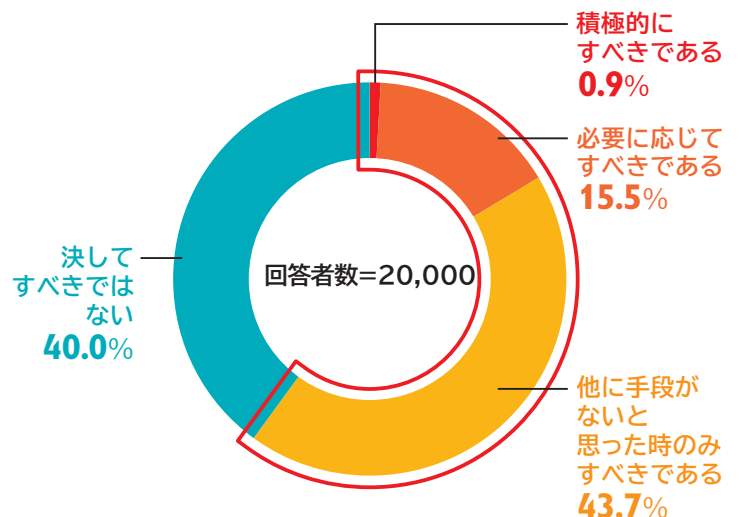
グラフ 1

しつけのために、子どもに体罰をすることに対してどのように考えますか。(単一回答)



グラフ 2

しつけのために、子どもをたたくことに対してどのように考えますか。(単一回答)



1-2 体罰の内容による意識の違い

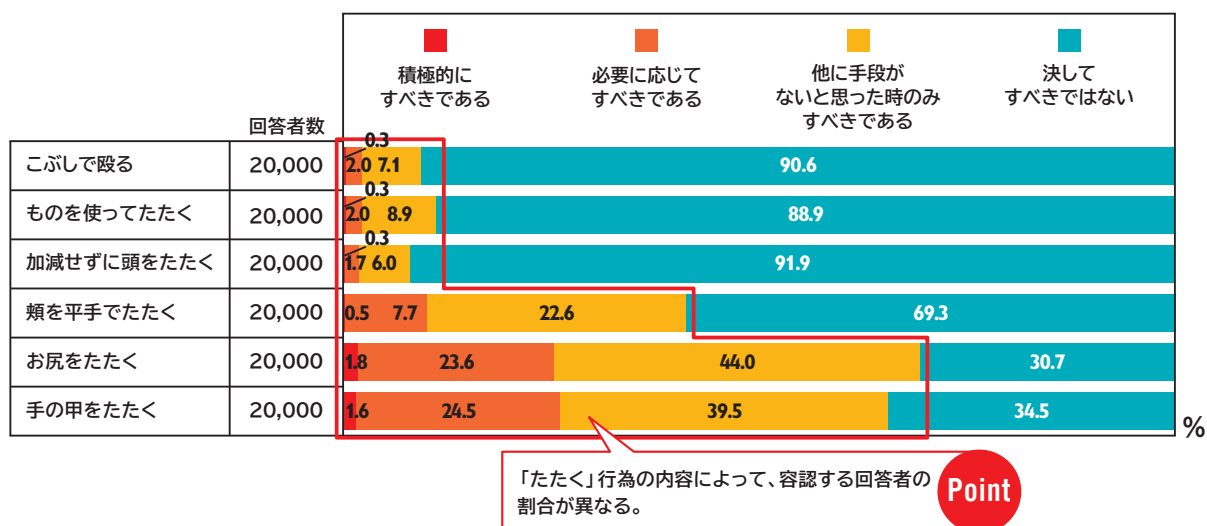
「こぶしで殴る」ことから「手の甲をたたく」ことまで容認する回答者が一定数存在することがわかった。「こぶしで殴る」「ものを使ってたたく」「加減せずに頭をたたく」行為については、容認する回答者がそれぞれ約1割存在した。また、「お尻をたたく」「手の甲をたたく」行為については、容認する回答者がそれぞれ約7割にのぼった。

体罰の内容の違いによって、容認する回答者の割合*が変化するか確認するため、「たたく」行為をより詳細に質問した。その結果、「こぶしで殴る」は9.4%、「ものを使ってたたく」は11.1%、「加減せずに頭をたたく」は8.1%が容認すると回答した(グラフ3)。「頬を平手でたたく」行為になると、容認する回答者は30.7%にのぼった。さらに、「手の甲をたたく」では65.5%、「お尻をたたく」では69.3%と容認する回答者の割合がより高かった。

「こぶしで殴る」行為でさえ、約1割の回答者が容認し、さらに、たたく行為の内容によって、容認する回答者の割合が変わることも明らかになった。

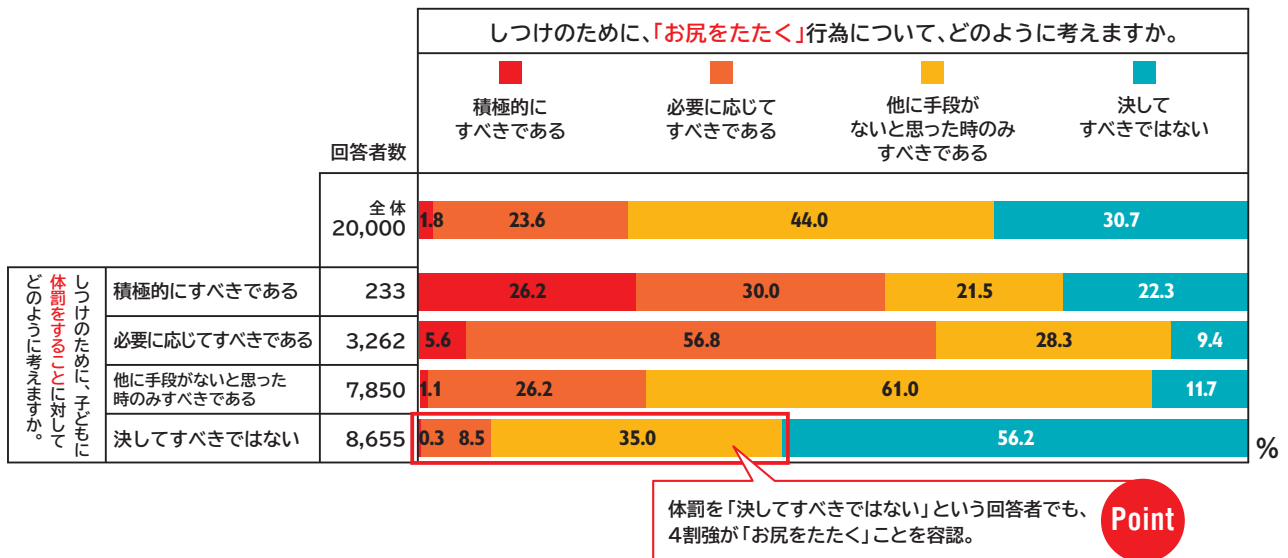
*容認する回答者とは、それぞれの行為について「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がない時のみ」すべきであると答えた回答者を指す。

グラフ 3 しつけのために、子どもを次のように「たたく」行為について、どのように考えますか。

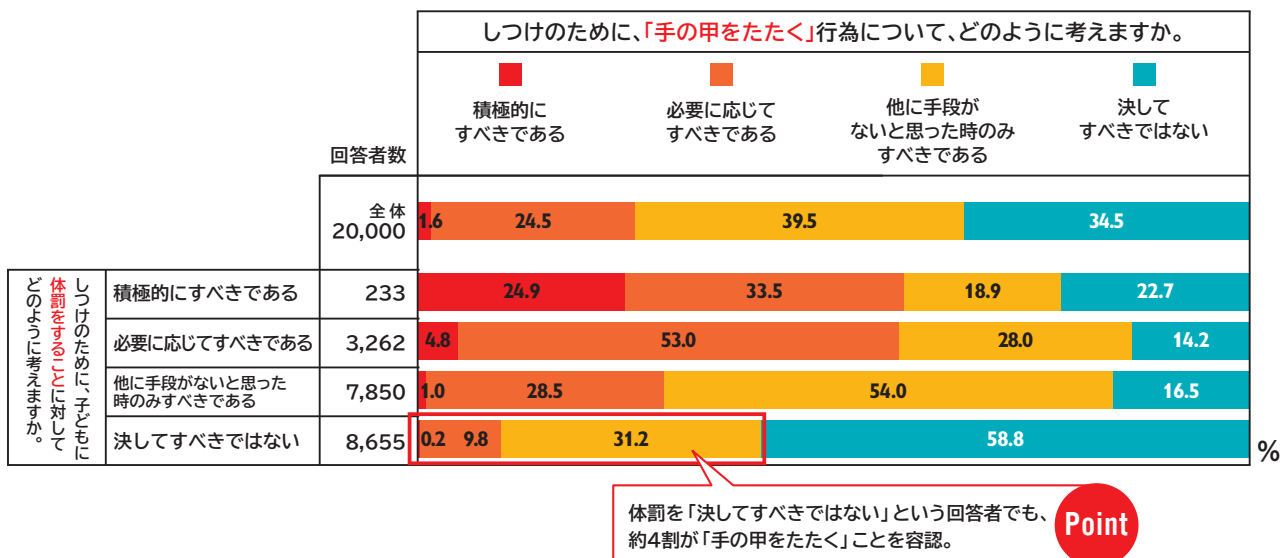


また、Ⅲ、1-1(グラフ1)でしつけのために体罰を用いることを「決してすべきではない」と回答した8,655人(43.3%)が、「お尻をたたく」行為や「手の甲をたたく」行為についてどのように考えるかを分析した(グラフ4、5)。その結果、「積極的に」「必要に応じて」すべきであるという回答者を合わせると、それぞれ約1割、「他に手段がない時のみ」すべきであるという回答者までを合わせると、それぞれ4割以上であった。

グラフ 4 体罰の容認度と「お尻をたたく」ことの容認度との関係性



グラフ 5 体罰の容認度と「手の甲をたたく」ことの容認度との関係性



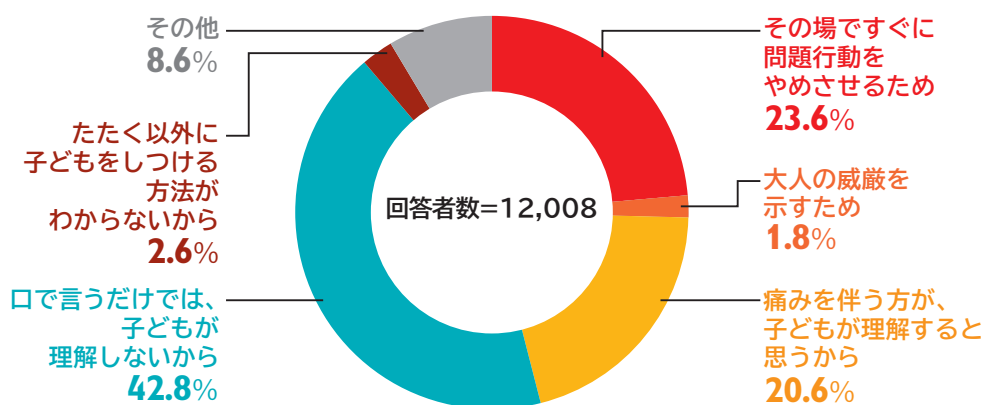
1-3 子どもをたたくべきと考えられている理由

しつけのために子どもをたたくことを容認するという回答者12,008人(60.0%)のうち、約4割が、自身の考えに最も近い理由として、口で言うだけでは子どもが理解しないため、子どもをたたくべきだと考えていることがわかった。

Ⅲ. 1-1(グラフ2)で、しつけのために子どもをたたくことについて「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がない時のみ」すべきと答えた12,008人(60.0%)を対象に、自身の考えに最も近いたたき理由を聞いた。その結果、「口で言うだけでは、子どもが理解しないから」という回答者が42.8%と最も多く、「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」が20.6%であった。また、「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」が23.6%、「たたき以外に子どもをしつける方法がわからないから」が2.6%、「大人の威厳を示すため」が1.8%であった(グラフ6)。

「その他」を選択した回答者からは、「相手に暴力をした場合に痛みをわからせるため」「どうしてたたかれたか考えさせるため」「自分もそうやって学んだから」「愛情があればたたいも解ってくれると思う」といった声があった。

グラフ6 なぜ、しつけのために、子どもをたたくべきだと思いますか。
(単一回答)



1-4 子どものこころを傷つける罰についての意識

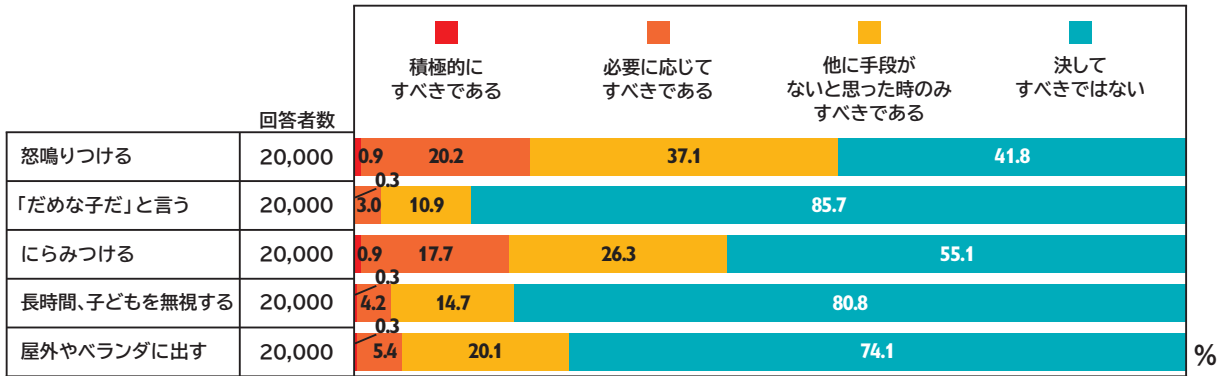
怒鳴りつける、「だめな子だ」と言う、にらみつけるといった、子どものこころを傷つける罰を容認する回答者が一定数存在した。体罰を「決してすべきではない」という回答者の中にも、子どものこころを傷つける罰については容認する人がいることがわかった。

体罰以外に、子どもを「怒鳴りつける」「『だめな子だ』と言う」「にらみつける」といった子どものこころを傷つける罰を用いる行為についても、回答者の意識を質問した。その結果、「怒鳴りつける」「『だめな子だ』と言う」「にらみつける」「長時間、子どもを無視する」「屋外やベランダに出す」のいずれの行為についても容認する回答者*が存在した(グラフ7)。特に「怒鳴りつける」は58.2%、「にらみつける」は44.9%と、容認する回答者の割合が高くなっている。

* 容認する回答者とは、それぞれの行為について「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がない時のみ」すべきであると答えた回答者を指す。

グラフ 7

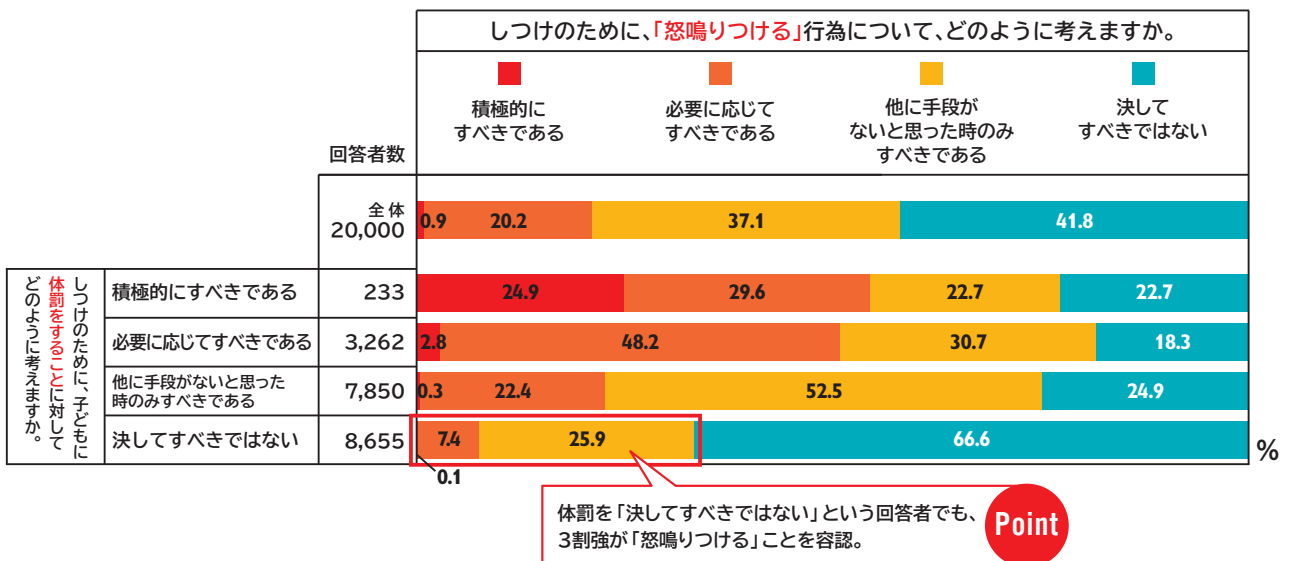
しつけのために、子どもに対して次のような行為をすることについて、どのように考えますか。



また、Ⅲ. 1-1(グラフ1)でしつけのための体罰を容認した11,345人(56.7%)のうち、約8割が「怒鳴りつける」ことについても容認している(グラフ8)。体罰等を「積極的に」「必要に応じて」すべきであるという回答者の方が、子どもに対して怒鳴りつけることを容認すると回答する割合が高かった。さらに、体罰は「決してすべきではない」という回答者でも、「怒鳴りつける」ことについては33.4%が容認している。

グラフ 8

体罰の容認度と「怒鳴りつける」ことの容認度との関係性



1-5 体罰等を受けた経験と子どもに対する体罰等の意識との関係性

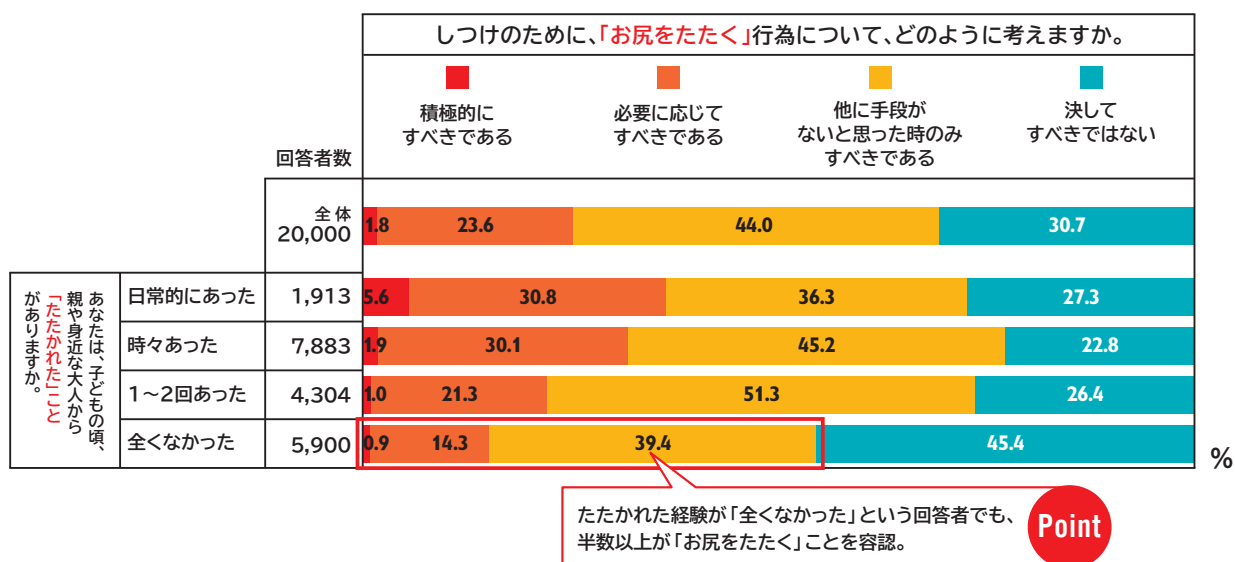
自身が体罰等を受けた経験が多いほど、子どもに対する体罰等を容認する回答者の割合が高い傾向がみられた。一方、自身が体罰等を受けた経験が全くない場合でも、体罰等を容認する回答者が一定数存在した。

回答者が体罰等を受けた経験と、子どもに対する体罰等についての意識の関係性を分析した(グラフ9、10)。

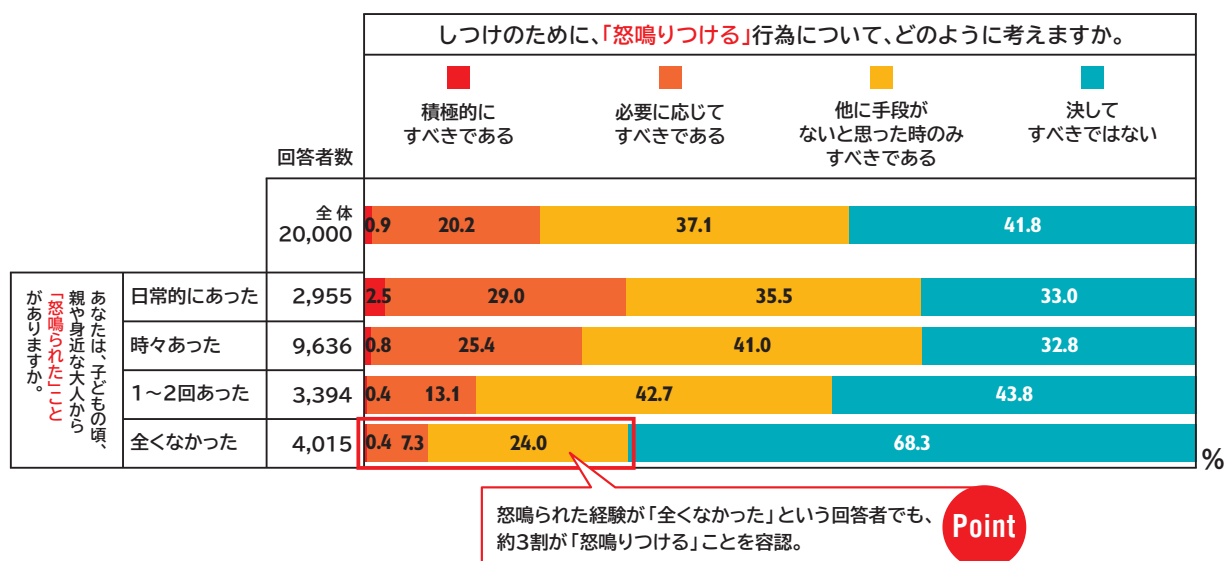
自身が「日常的に」たたかれる、怒鳴られる経験があったという回答者については、全員に当てはまるわけではないが、「全くなかった」という回答者に比べ、「お尻をたたく」「怒鳴りつける」といった体罰等を「積極的に」あるいは「必要に応じて」すべきと回答している割合が高いことがわかった。

一方、自身がたたかれる、怒鳴られる経験が「全くなかった」という回答者であっても、「お尻をたたく」「怒鳴りつける」といった体罰等を容認する人が一定数存在していることが明らかになった。

グラフ 9 回答者がたたかれた経験と「お尻をたたく」ことの容認度との関係性



グラフ 10 回答者が怒鳴られた経験と「怒鳴りつける」ことの容認度との関係性



2. 子どもに対する体罰等についての実態 ~子育て中の1,030人への実態調査結果から~

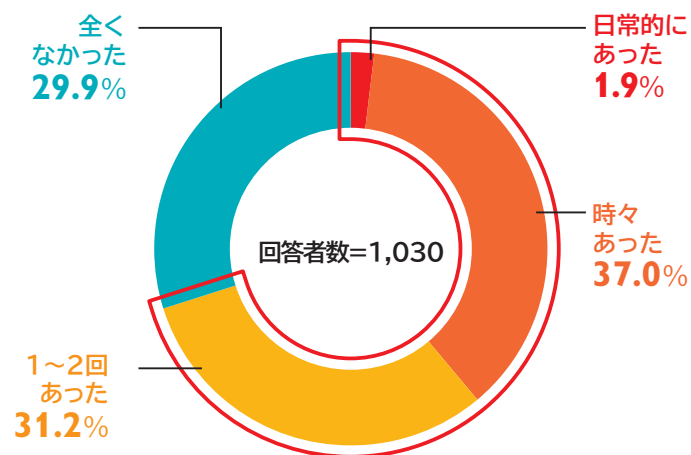
2-1 子どもをたたいた実態

子どもをたたいたことがあるという回答者が約7割にのぼった。

過去にしつけの一環として子どもをたたいたことがあるかを聞いたところ、70.1%が1回以上たたいた経験があったと回答した(グラフ11)。内訳をみると、「日常的にあった」1.9%、「時々あった」37.0%、「1~2回あった」31.2%となっている。一方、「全くなかった」は29.9%にとどまった。

グラフ 11 あなたは過去に、しつけの一環として子どもをたたいたことがありますか。

(単一回答)



2-2 子どもに対する体罰の現状

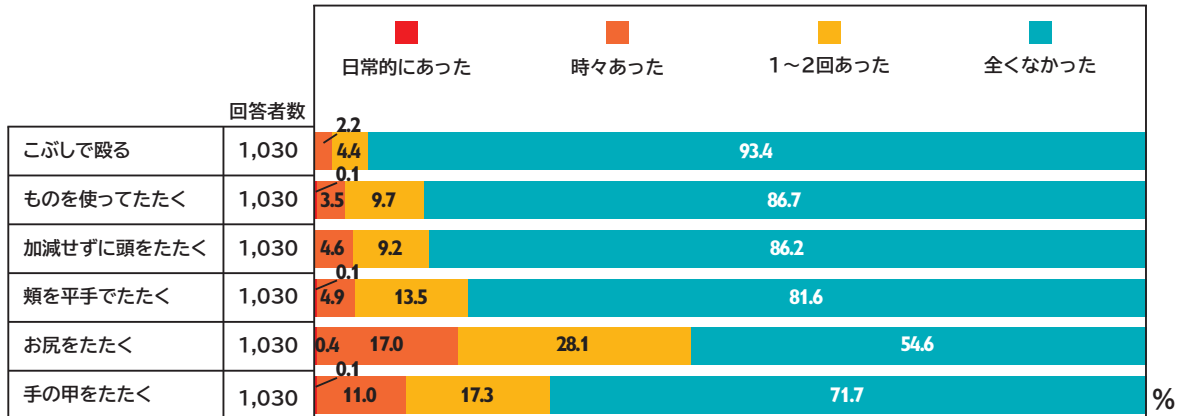
「こぶしで殴る」のほか「ものを使ってたたく」「加減せずに頭をたたく」といった体罰を用いている回答者が一定数存在した。

調査時から遡って過去3ヶ月の間に、しつけのために具体的にどのような体罰を用いたことがあるかを質問した。その結果、この期間に「こぶしで殴る」ことを1回以上用いたという回答者が6.6%、「ものを使ってたたく」が13.3%、「加減せずに頭をたたく」が13.8%、「頬を平手でたたく」が18.4%存在した(グラフ12)。

さらに、意識調査において容認する回答者の割合が高かった「手の甲をたたく」「お尻をたたく」については、1回以上用いた回答者の割合もそれぞれ28.3%、45.4%と、他の行為より高くなっている。

グラフ 12

あなたは過去3ヶ月にしつけのために次のことを子どもにすることがありますか。

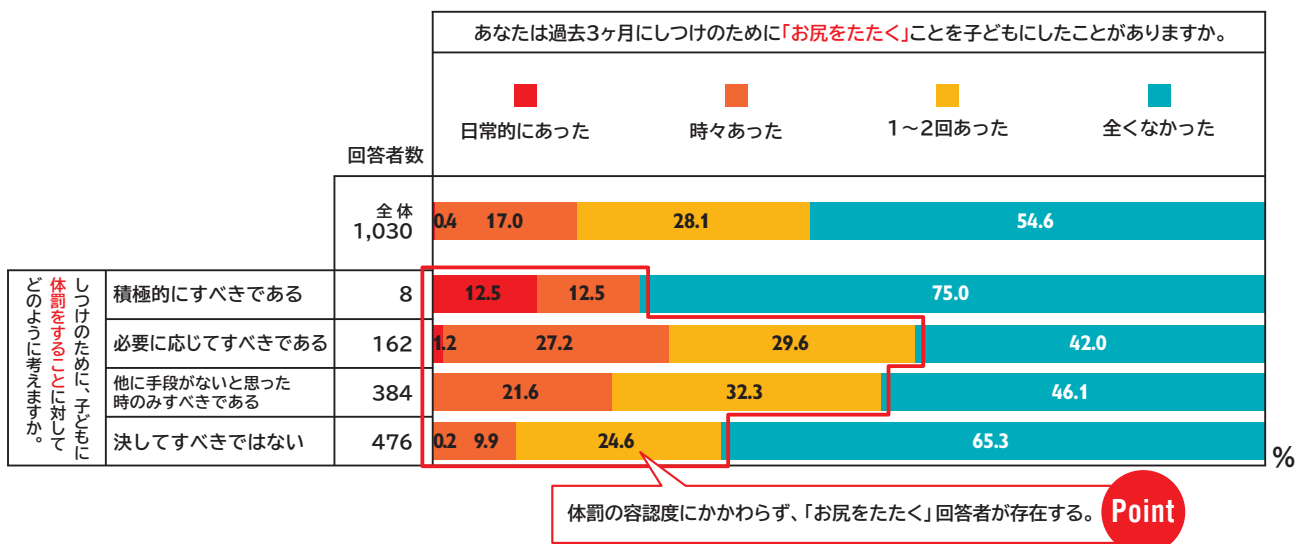


さらに、実態調査の対象者1,030人のうち、意識調査において体罰を容認するという回答者*は5割強おり、その中で「お尻をたたく」ことが「日常的にあった」「時々あった」という回答者が約2割存在した(グラフ13)。一方、体罰を「決してすべきではない」という回答者の中にも、「お尻をたたく」ことが「時々あった」という人が約1割存在した。すなわち、体罰に対する容認度にかかわらず、しつけのために子どもの「お尻をたたく」人が一定数存在することが明らかになった。

* 体罰を容認する回答者とは、意識調査において、子どもに対する体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がない時のみ」すべきであると答えた回答者を指す。

グラフ 13

体罰の容認度と「お尻をたたく」実態との関係性

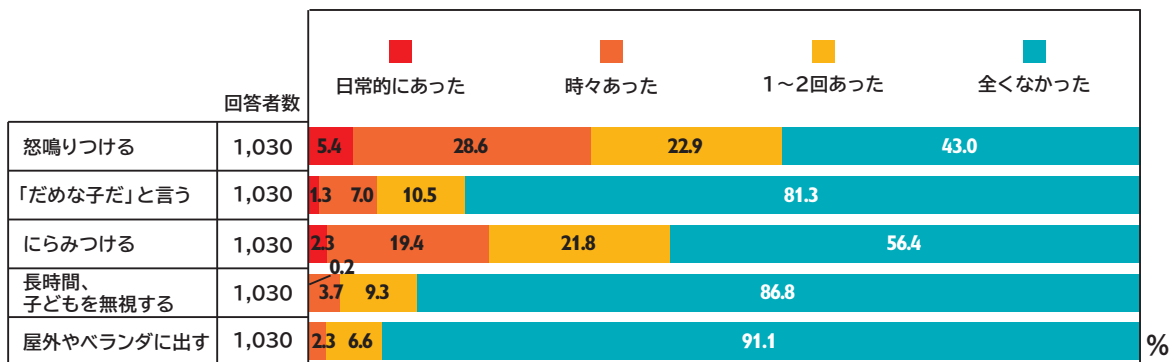


2-3 子どものこころを傷つける罰の現状

「怒鳴りつける」「にらみつける」といった子どものこころを傷つける罰を用いたという回答者は約半数存在した。

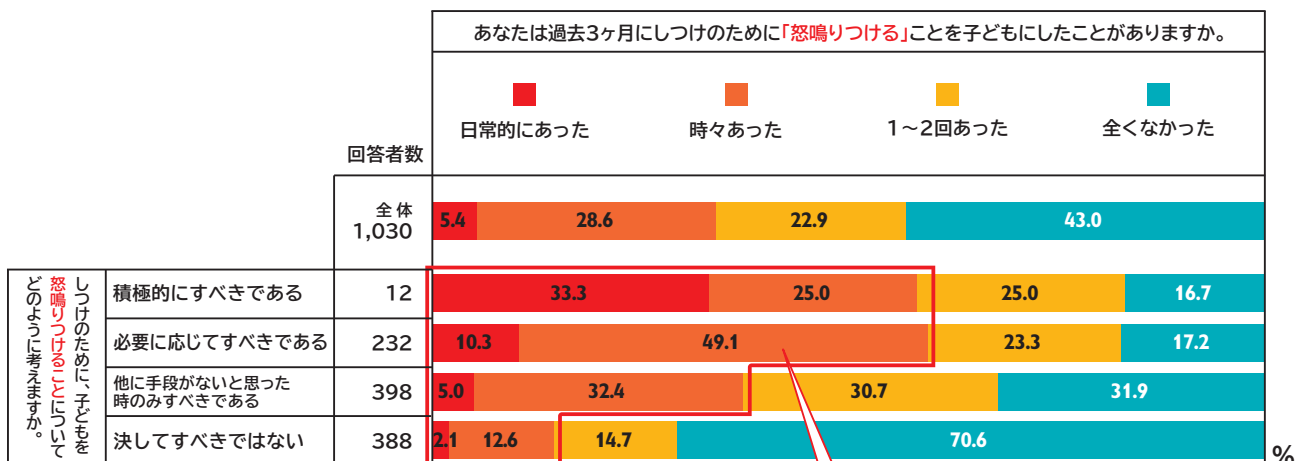
子どものこころを傷つける罰についても、調査時から遡って過去3ヶ月の間に、しつけのために具体的にどのような行為をしたことがあるかを質問した。その結果、この期間に「怒鳴りつける」ことを1回以上したという回答者が57.0%、「にらみつける」が43.6%存在した(グラフ14)。Ⅲ. 2-2(グラフ12)の体罰と比較して、子どものこころを傷つける罰はより多く用いられている実態が明らかになった。

グラフ 14 あなたは過去3ヶ月にしつけのために次のことを子どもにしましたことがありますか。



さらに、実態調査の対象者1,030人のうち、意識調査においてしつけのために子どもを「怒鳴りつける」ことを「積極的に」「必要に応じて」すべきという回答者は244人(23.7%)おり、その中で約6割が「怒鳴りつける」ことが「日常的にあった」「時々あった」と回答した(グラフ15)。一方、「怒鳴りつける」ことを「決してすべきではない」という回答者の中にも、「怒鳴りつける」ことが「日常的にあった」「時々あった」という人が約1割強存在した。すなわち、「怒鳴りつける」ことに対する容認度にかかわらず、しつけのために子どもを「怒鳴りつける」人が一定数存在することが明らかになった。

グラフ 15 「怒鳴りつける」ことの容認度とその実態との関係性



怒鳴りつけることの容認度にかかわらず、子どもを「日常的に」「時々」怒鳴りつける回答者が存在する。

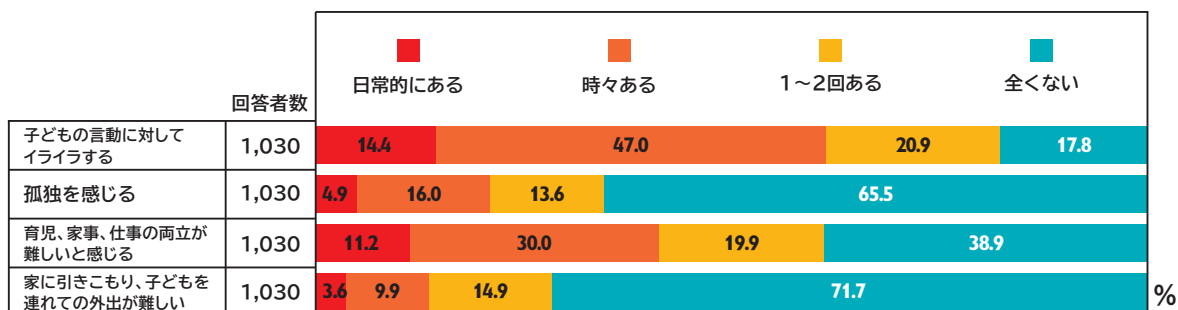
Point

2-4 子育てに関する状況と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性

「子どもの言動に対してイライラする」頻度が高いほど、「たたく」「怒鳴りつける」といった体罰等の頻度も高い傾向がみられる。子育て状況と体罰等の実態との関係性がみられた。

子育てに関する状況について聞いたところ、「子どもの言動に対してイライラする」(以下、「イライラする」)については「日常的にある」「時々ある」という回答者は61.4%であった。また、「育児、家事、仕事の両立が難しいと感じる」(以下、「両立が難しい」)については41.2%、「孤独を感じる」については20.9%、「家に引きこもり、子どもを連れての外出が難しい」(以下、「引きこもる」)については13.5%であった(グラフ16)。

グラフ 16 あなたの日常において、次のようなことはありますか。

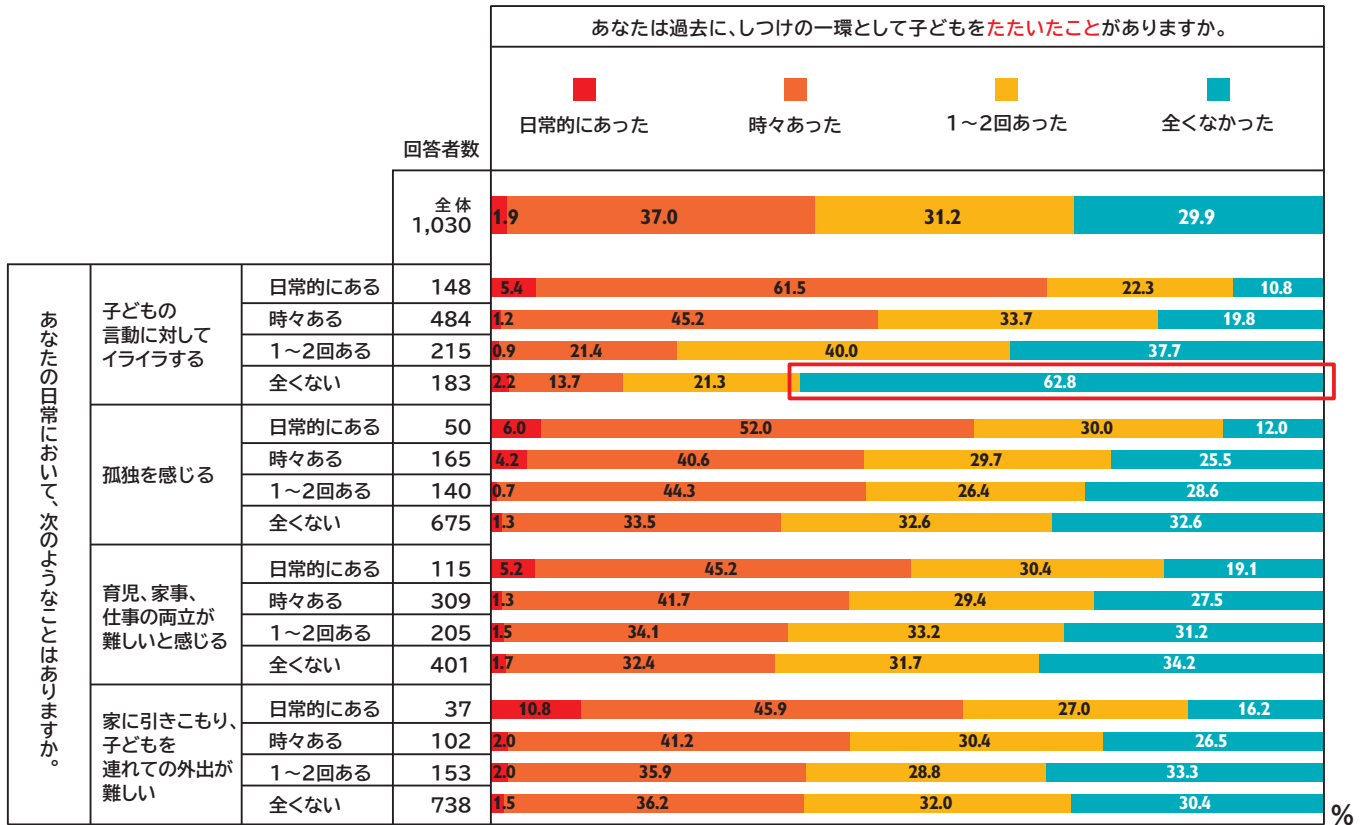


次に、子育てに関する状況と、体罰等の実態との関係性を分析した(グラフ17、18)。その結果、「イライラする」「孤独を感じる」「両立が難しい」の3項目で、日常におけるそれぞれの頻度が高い人ほど、子どもをたたいたり、怒鳴りつけたりする頻度が高かった。

特に、「子どもの言動に対してイライラする」ことが「全くない」と回答した人は、「孤独を感じる」「両立が難しい」「引きこもる」ことが「全くない」と回答した人と比べて、子どもをたたくことや怒鳴りつけることが「全くなかった」と回答する割合が高かった。

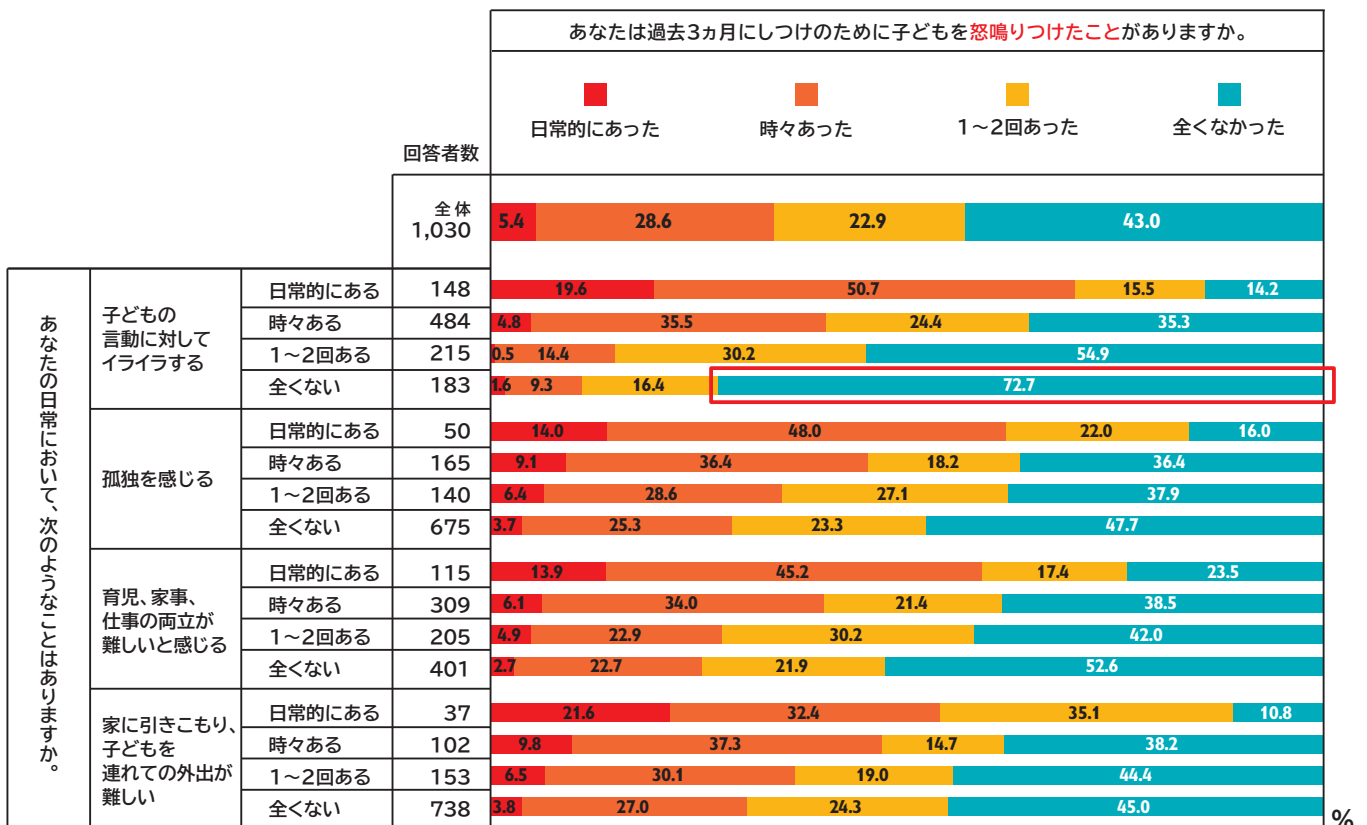
グラフ 17

回答者の子育てに関する状況と過去に子どもをたたいた実態との関係性



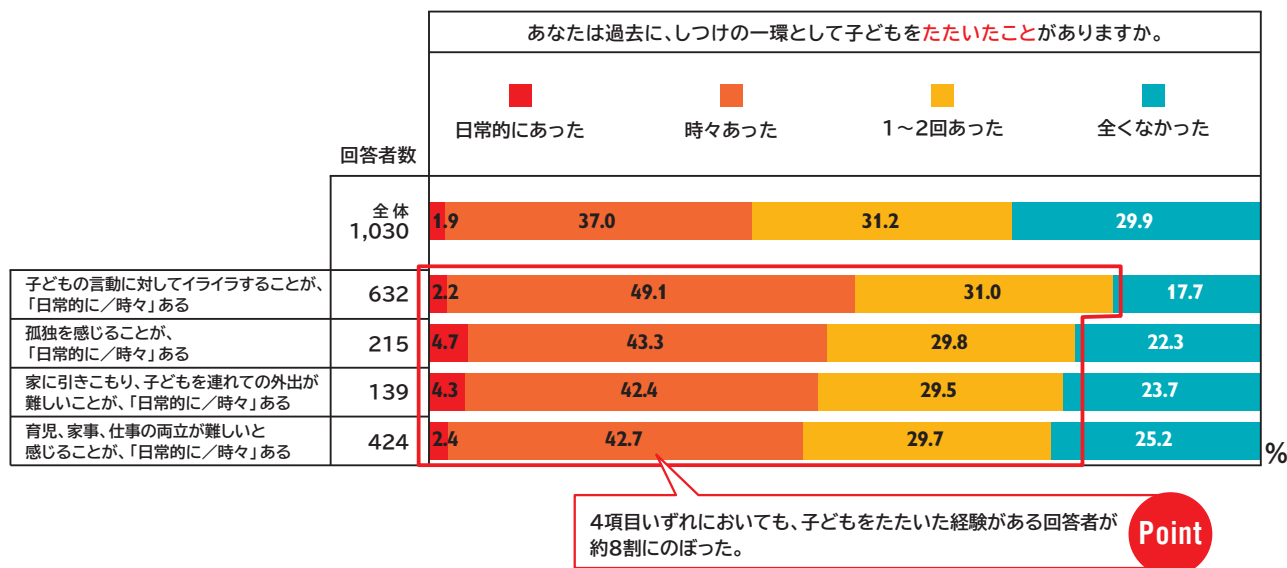
グラフ 18

回答者の子育てに関する状況と過去3ヶ月に子どもを怒鳴りつけた実態との関係性



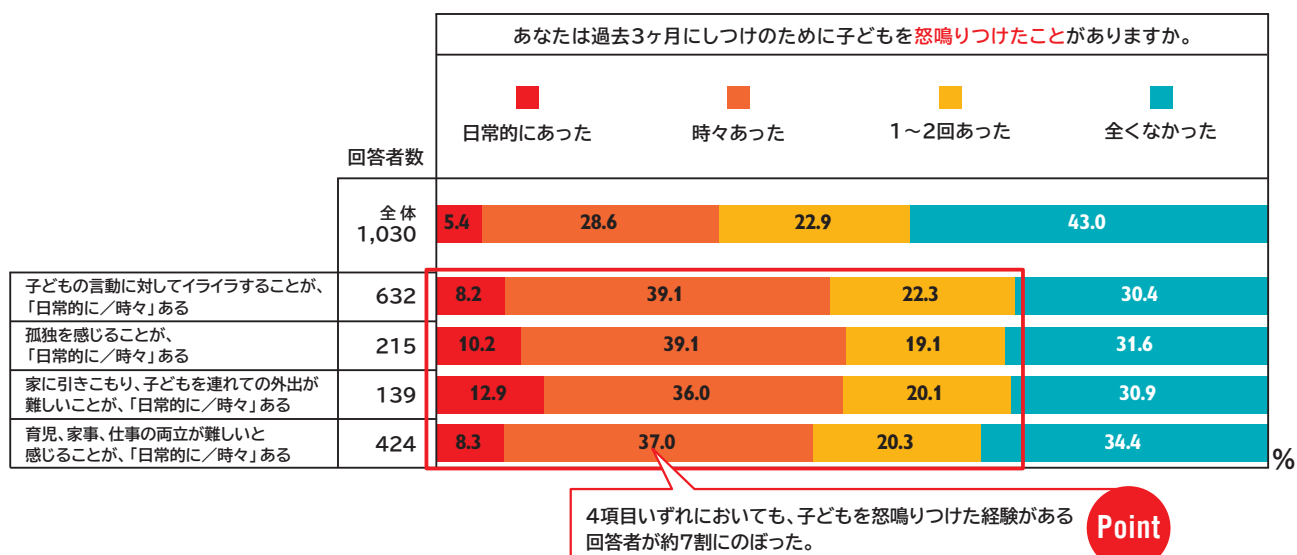
さらに、「イライラする」「孤独を感じる」「両立が難しい」「引きこもる」の4項目それぞれにおいて「日常的にある」「時々ある」を選択した回答者の、子どもをたたいた経験を分析した(グラフ19)。その結果、4項目いずれにおいても、過去に子どもをたたいたことが「日常的に」「時々」「1～2回」あったと回答した人は約8割にのぼった。特に、「イライラする」については、子どもをたたくことが「時々あった」と回答する傾向が強くみられた。

グラフ 19 回答者の子育てに関する状況と過去に子どもをたたいた実態との関係性



また、「イライラする」「孤独を感じる」「両立が難しい」「引きこもる」の4項目それぞれにおいて「日常的にある」「時々ある」を選択した回答者の、子どもを怒鳴りつけた経験を分析した(グラフ20)。その結果、4項目いずれにおいても、過去3ヶ月の間に子どもを怒鳴ったことが「日常的に」「時々」「1～2回」あったと回答した人は約7割にのぼった。特に、「イライラする」「孤独を感じる」については、子どもを怒鳴りつけることが「時々あった」と回答する傾向が強くみられた。

グラフ 20 回答者の子育てに関する状況と過去3ヶ月に子どもを怒鳴りつけた実態との関係性



Ⅲ. 1-3(グラフ6)で、しつけのために子どもをたたく理由として「口で言うだけでは、子どもが理解しないから」「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」といった回答が多くみられた。それに加えて、ここでみられたように「イライラする」「孤独を感じる」といった親や養育者の子育てに関する状況が体罰等の頻度に影響していると考えられる。

2-5 体罰等を受けた経験と自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性

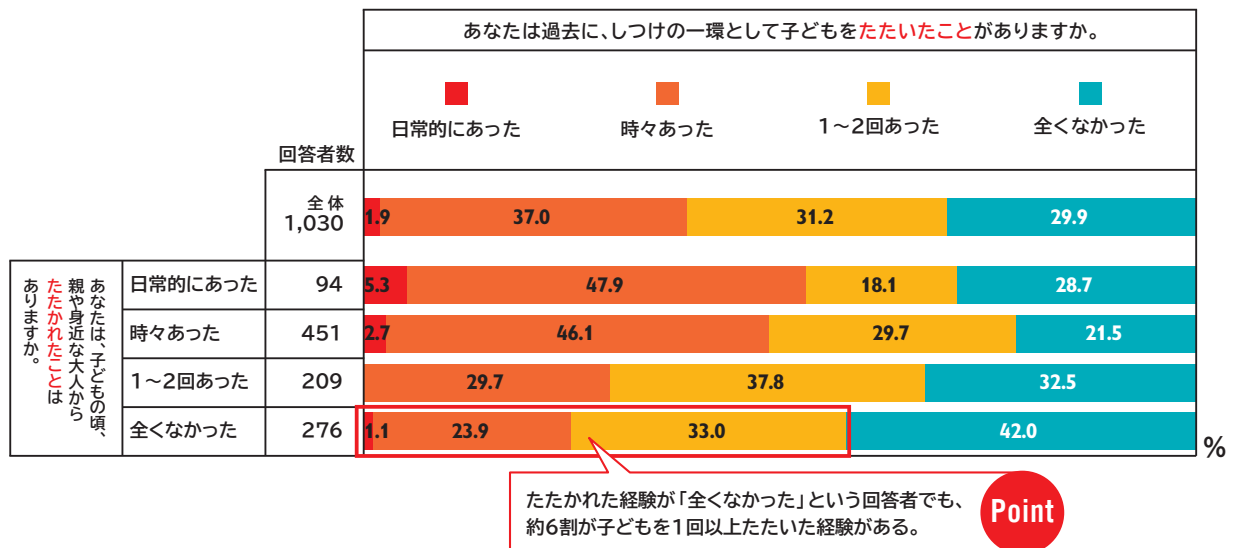
親や身近な大人から体罰等を受けた回答者は、それらの経験がない回答者に比べ、自身の子どもに対して体罰等を用いる傾向がみられた。一方、体罰等を受けた経験が全くない場合でも、自身の子どもに対して1回以上体罰等を用いたという回答者が存在した。

回答者が体罰等を受けた経験と、自身の子どもに対する体罰等の実態との関係性を分析した(グラフ21、22)。

実態調査の対象者1,030人のうち、意識調査において、自身が「日常的に」「時々」たたかれた経験があったという回答者は545人(52.9%)おり、その中で子どもを1回以上たたいた経験があるという回答者は約8割にのぼった。特に、「日常的に」たたかれた経験があったという回答者については、全員に当てはまるわけではないが、子どもをたたくことが「時々あった」と回答する傾向が強くみられた。一方、たたかれた経験が「全くなかった」という回答者は、子どもをたたくことが「全くなかった」と回答する傾向が強くみられた。

しかしながら、たたかれた経験が「全くなかった」という回答者276人(26.8%)においても、そのうち約6割の人が子どもを1回以上たたいた経験があることがわかった。

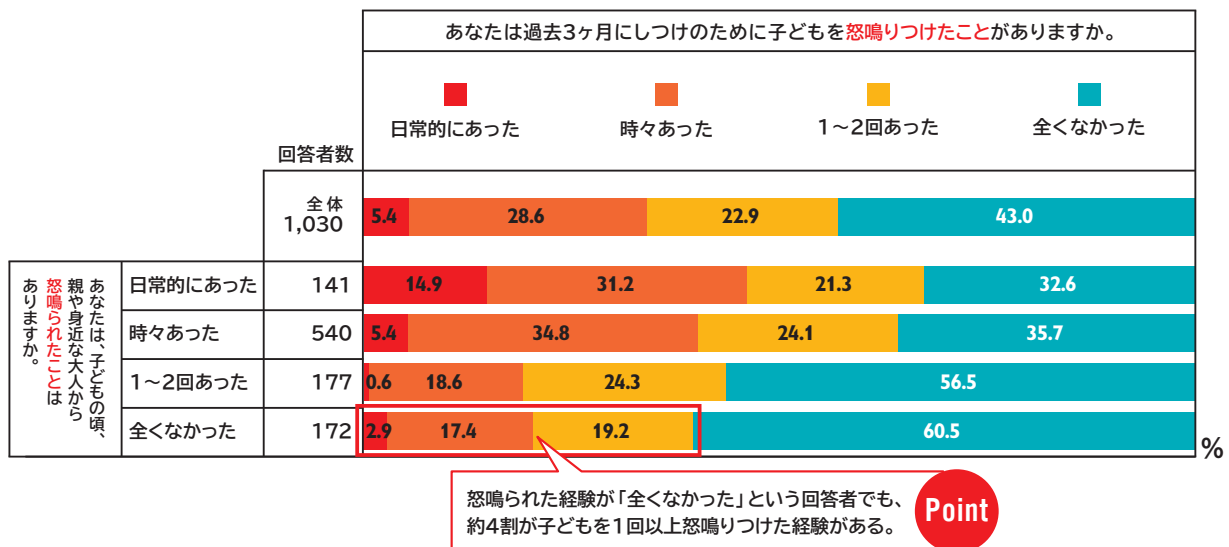
グラフ 21 回答者がたたかれた経験と過去に子どもをたたいた実態との関係性



実態調査の対象者1,030人のうち、意識調査において、自身が「日常的に」「時々」怒鳴られた経験があったという回答者は681人(66.1%)おり、その中で、過去3ヶ月の間に子どもを1回以上怒鳴りつけた経験があるという回答者は6割以上にのぼった。また、怒鳴られた経験が「1～2回あった」「全くなかった」という回答者は、子どもを怒鳴りつけることが「全くなかった」と回答する傾向がそれぞれ強くみられた。

しかしながら、怒鳴られた経験が「全くなかった」という回答者172人(16.7%)でも、約4割の人が子どもを1回以上怒鳴りつけた経験があることがわかった。

グラフ 22 回答者が怒鳴られた経験と過去3ヶ月に子どもを怒鳴りつけた実態との関係性



以上のことから、自身が体罰等を受けた経験の有無にかかわらず、子どもに対するしつけのための体罰等を行っていることがわかった。

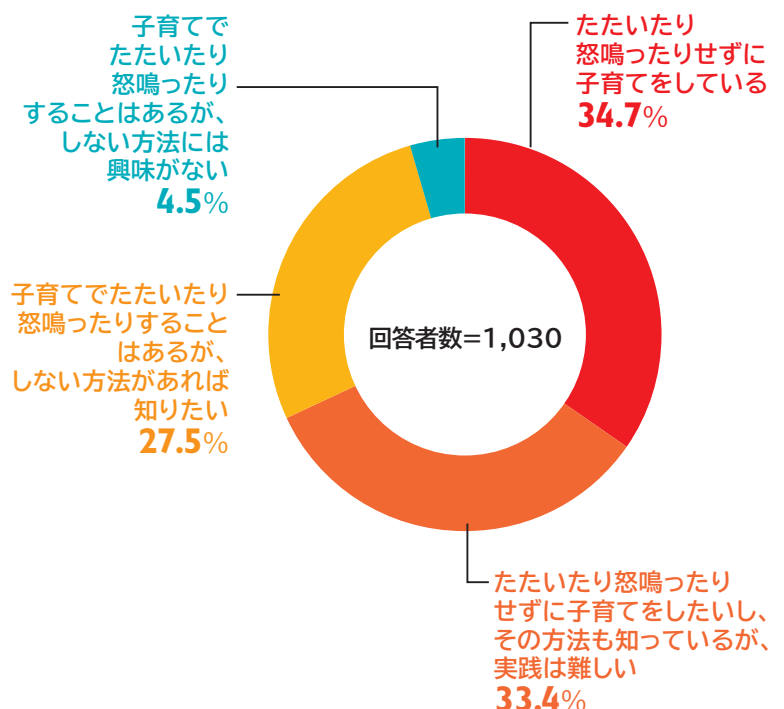
2-6 たたかない、怒鳴らない子育てについての意識

グラフ 23

あなたは、たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしていますか。 (単一回答)

体罰を容認していても、たたかない、怒鳴らない子育てに関心をもつ人が一定数存在した。

最後に、たたかない、怒鳴らない子育てについての意識を質問した。その結果、「たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしている」という回答者が34.7%、「たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしたいし、その方法も知っているが、実践は難しい」(以下、「知っているが実践は難しい」)は33.4%、「子育てでたたいたり怒鳴ったりすることはあるが、しない方法があれば知りたい」(以下、「しない方法があれば知りたい」)は27.5%存在し、三分された。一方、「子育てでたたいたり怒鳴ったりすることはあるが、しない方法には興味がない」(以下、「興味がない」)という回答者は4.5%にとどまっている(グラフ23)。



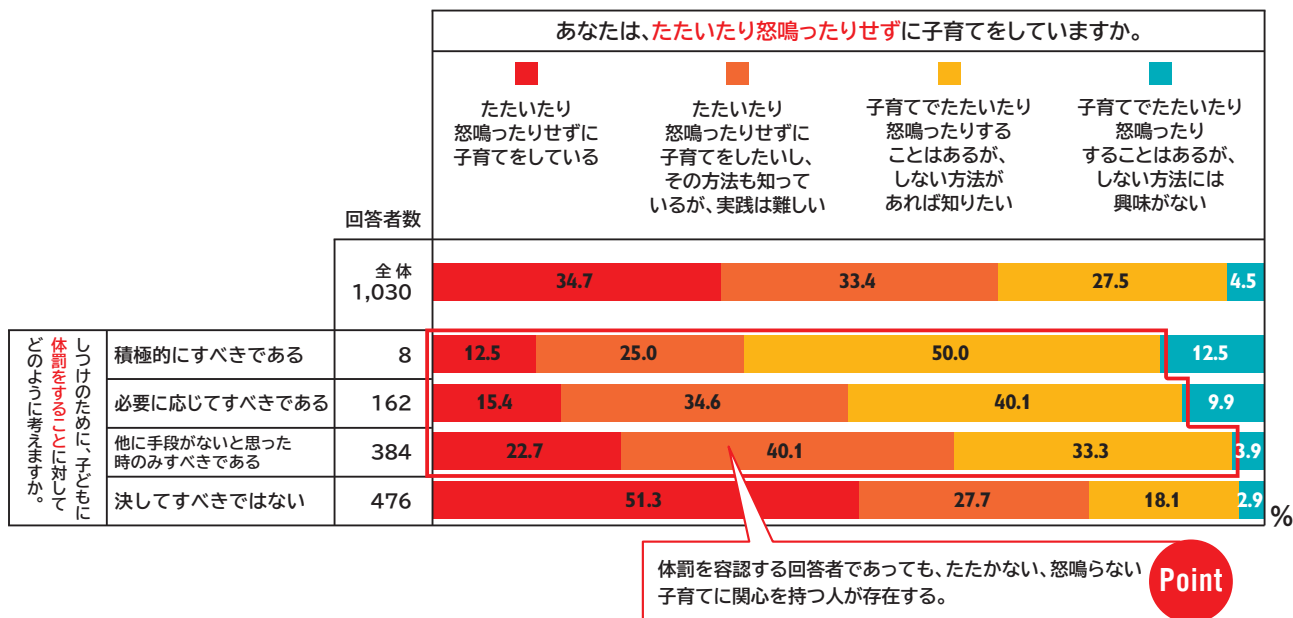
体罰の容認度によって、たたかない、怒鳴らない子育てについてどのように考えるかを分析した(グラフ24)。その結果、体罰を容認する回答者*554人(53.8%)であっても、そのうち3割強が「しない方法があれば知りたい」と回答した。体罰を容認していても、たたかない、怒鳴らない子育てに関心を持つ人が一定数存在した。

また、「知っているが実践は難しい」という回答者は約4割にのぼった。たたかない、怒鳴らない子育てを知っていても、実践に難しさを感じる人も一定数存在した。

これらのことから、体罰を容認し、現在たたいたり、怒鳴ったりして子育てをしている人であっても、たたかない、怒鳴らない子育てへの関心が高いことが確認された。

*体罰を容認する回答者とは、意識調査において、子どもに対する体罰を「積極的に」「必要に応じて」「他に手段がない時のみ」すべきであると答えた回答者を指す。

グラフ 24 体罰の容認度とたたかない、怒鳴らない子育てへの意識との関係性



IV. 結びと提言

今回の調査結果から、子どもに対するしつけのための体罰を容認する人が約6割にのぼり、実際に子育てをしている約7割の家庭において体罰等が用いられたことがあるということがわかった。さらに、子どもに対して体罰を決してすべきではないと回答した人や、自分自身がたたかれたり怒鳴られたりした経験がないと回答した人の中にも、体罰等を用いることを容認する人が一定数存在することも明らかになった。

しかし、体罰等は子どもの権利を侵害する行為であり、どんなに軽いものであっても許されない。また、体罰等は子どもの発達に負の影響を与えることが、さまざまな科学的根拠を伴ってすでに明らかになっている。家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすための取り組みが国際社会で進む中、日本でもそのような取り組みの推進がより一層求められる。

暴力から守られるという子どもの権利の実現のために、セーブ・ザ・チルドレンは、今回の調査結果やこれまでの活動をふまえ、国や地方自治体に対して、社会啓発、法改正、親や養育者への支援の3点について以下の通り提言する。

提言1 子どもに対する体罰等を容認しない社会をつくるために、啓発活動を推進すべきである。

体罰を容認する人が約6割にのぼるという今回の調査結果に加え、セーブ・ザ・チルドレンのこれまでの活動の中でも、自分自身が子どもに対して体罰等を用いたくないと考えていても、家族や周辺の大人が容認しているために、体罰等によらない子育ての実践が難しいと感じる親や養育者の声を聴いている。したがって、子どもに対する体罰等を子育て中の家庭や一個人の問題として捉えるのではなく、あらゆる人が子どもに対する体罰等を容認しなくなるための啓発活動を強化する必要がある。

国は体罰等によらない子育ての啓発の必要性を認識し、厚生労働省はパンフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を作成し、その活用を呼び掛けている。セーブ・ザ・チルドレンは、こうした情報の活用などを通じて、体罰等は子どもの発達に負の影響を与えること、体罰等によらない子育てが可能であることなどを、より多くの人々が認識するように、国が啓発活動をさらに拡充することを求める。また、地方自治体は、親や養育者のみならず、子育てを見守る祖父母などの家族や地域住民にも、子どもに対する体罰等は決して用いるべきではないという啓発活動を、幼稚園、保育園、地域の子育て支援団体、学校、自治会、企業などとの連携のもと、推進すべきである。

提言2 家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等を、法律で禁止すべきである。

子どもに対する体罰等を決してすべきでないとの認識を広め、実際に体罰等をなくすには、提言1で述べた社会啓発を進めると同時に、体罰等を法律で明示的に禁止することがより有効である。

国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等を法律で明示的に禁止するように勧告している。また、児童福祉法改正に伴う附帯決議では、親権者の懲戒権の行使の在り方について検討するよう言及されている。

現在、児童虐待防止法や学校教育法において虐待や学校における体罰は禁止されているが、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等は禁止されていない。国は、児童福祉法に体罰等の禁止を明示する改正や、民法822条に規定されている懲戒権の削除などにより、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等を法律で禁止すべきである。

提言3 親や養育者が体罰等によらない子育てを学び、実践するための支援をさらに拡充すべきである。

社会啓発と法改正と同時に、体罰等によらない子育てができるよう親や養育者を支援することも重要である。

今回の調査結果から、体罰を容認し、子育てにおいて体罰等を用いた経験がある人であっても、体罰等によらない子育てへの関心は高いことが確認された。その中には、その方法があれば知りたいという人のみならず、方法は知っていても実践は難しいと感じる人も存在した。親や養育者に対して体罰等によらない子育ての考え方や方法を伝えるとともに、その実践を促す支援があれば、子どもに対する体罰等をなくすことにつながっていくのではないかと考えられる。

日本においても、体罰等によらない子育てを伝える親や養育者向けのプログラムはすでに数多く存在する。セーブ・ザ・チルドレンでは、「ポジティブ・ディシプリン」プログラムを通じて、体罰等を用いずに子どもと向き合い、課題を解決する子育ての考え方を普及している。全9回の「ポジティブ・ディシプリン」プログラムを受講した親や養育者へのアンケート結果では、プログラムが体罰の使用を減らすことに役立ったとの回答者が全体の88.6%にのぼった^{*30}。具体的には、「今までだったら感情的に怒っていた時と同じ場面になった時、一呼吸置けるようになった」「自分の感情よりも子どもの気持ちに寄り添うことで子どもとの信頼関係をより深いものにしていけると思います」といった声があがっている^{*31}。

体罰等によらない子育てを学ぶための親や養育者向けのプログラムを、すべての地方自治体が子ども支援施策として実施すべきである。具体的には、子ども家庭支援センターや公民館といった場所でプログラムを定期的を実施し、地域のより多くの親や養育者が参加できるようにすることが必要である。併せて、プログラム参加後も親や養育者が自分の子育てを振り返る機会や気軽に相談できる仕組みを提供し、体罰等によらない子育ての実践を継続するための工夫が重要である。

さらに、国は、このようなプログラムを積極的に実施している地方自治体の施策を紹介するなど、各地の取り組みを後押ししていくことが求められる。

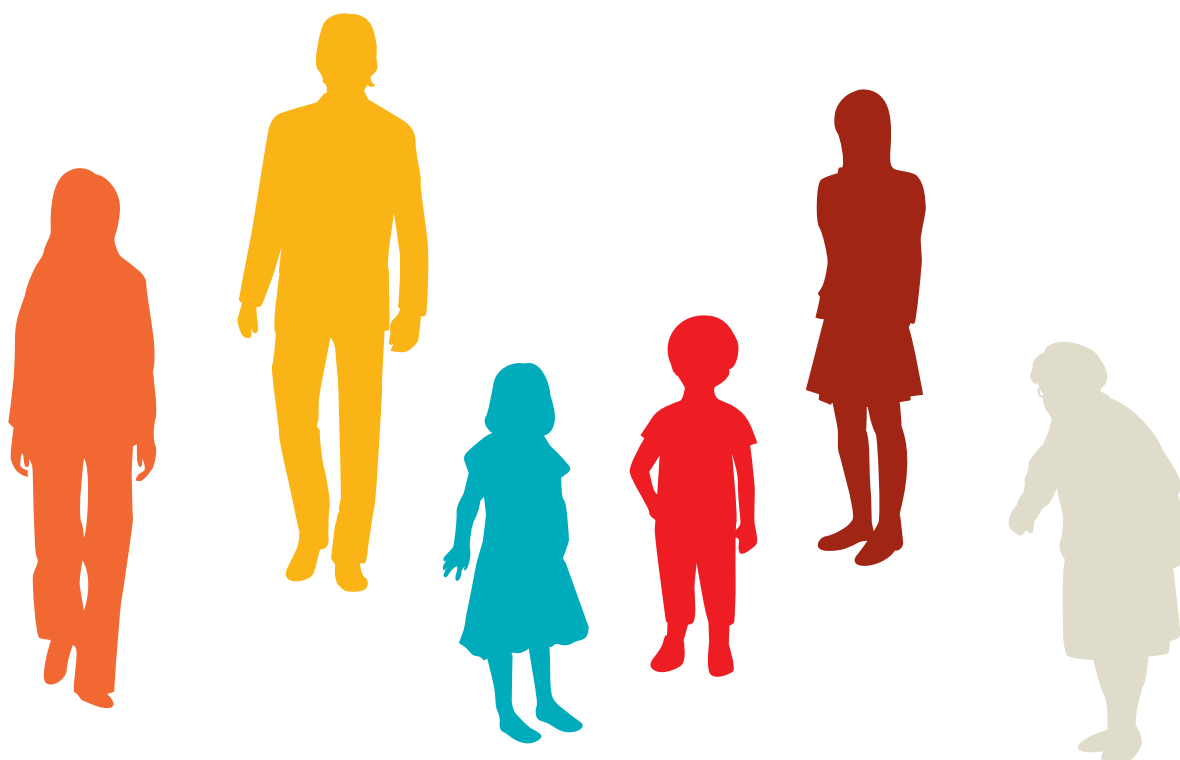
セーブ・ザ・チルドレンは、家庭を含むあらゆる場面での子どもに対する体罰等をなくすために、これからも、法改正に向けた政策提言、体罰等によらない子育ての重要性を訴える社会啓発、「ポジティブ・ディシプリン」プログラムを通じた親や養育者に対する支援に取り組んでいく。



- ※1 Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children, States which have prohibited all corporal punishment. <http://www.endcorporalpunishment.org/progress/prohibiting-states/> (最終確認日:2018年2月14日)
- ※2 セーブ・ザ・チルドレン, 子どもの権利条約 / 民間訳. http://www.savechildren.or.jp/about_sc/kodomono_kenri/minkan.html (最終確認日:2018年2月14日)
- ※3 平野裕二訳「子どもの権利委員会一般的意見8号『体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利』(とくに19条、28条2項および37条)」, 2006年. <http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/generalcomment/genecom8.htm>
- ※4 United Nations General Assembly, A/61/299, Rights of the child Note by the Secretary-General, 2006. https://www.unicef.org/violencestudy/reports/SG_violencestudy_en.pdf
- ※5 セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデン, スウェーデン社会保健省「子どもに対する暴力のない社会をめざして 体罰を廃止したスウェーデン35年のあゆみ」(日本語版改訂新版)2014年. <http://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/1713/1412921460115.pdf>
- ※6 Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children, The positive impact of prohibition of corporal punishment on children's lives: messages from research, 2015. <http://www.endcorporalpunishment.org/assets/pdfs/research-summaries/Summary-of-research-impact-of-prohibition.pdf>
- ※7 Bussmann K.D.et al, Effects of banning corporal punishment in europe—a five-nation comparison. Joan, E. Durrant and Smith, Anne (Hg.), Global pathways to abolishing physical punishment, Routledge, 2011, 299-322.
- ※8 日本国憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。」
- ※9 児童福祉法1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
- ※10 民法822条「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」
- ※11 児童虐待防止法14条1項「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」
- ※12 学校教育法11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」
- ※13 国際人権基準とは、個人の自由と尊厳および平等を保障するために各国が守るべき共通の基準。具体的には、世界人権宣言、子どもの権利条約を含む国際人権諸条約、宣言や原則などさまざまな人権文書にある諸権利を指す。
- ※14 国連子どもの権利委員会「第3回日本政府報告書審査結果最終見解」パラグラフ47, 2010年. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf
- ※15 同, パラグラフ48. www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf
- ※16 日本弁護士連合会「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」, 2015年. https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150319_4.pdf
- ※17 参議院厚生労働委員会「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」, 2016年5月26日. http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/f069_052601.pdf
- ※18 厚生労働省「児童虐待の定義と現状」. http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html (最終確認日:2018年2月14日)
- ※19 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室「児童虐待防止対策の直近の状況及び取組について」, 2017年. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187615.pdf>
- ※20 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第13次報告)」, 2017年. <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173329.html>
- ※21 例えば「注意しても聞かなかったので、仕方なくやった。殺すつもりはなかった。」(奈良県生駒市、2016年4月、2歳の子どもを収納ケースに閉じ込めた父親)、「たいたが、しつけのつもりだった」(栃木県足利市、2015年5月、2歳の子どもを暴行した)といった事例がある。
- ※22 厚生労働省「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」, 2017年. http://sukoyaka21.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/ainomuchizero_pdf.pdf
- ※23 Nielssen, O.B.et al, Child homicide in New South Wales from 1991 to 2005, Medical Journal of Australia, 2009, vol.190, No.1, 7-11.
- ※24 Elizabeth T. Gershoff, Corporal Punishment by Parents and Associated Child Behaviors and Experiences: A Meta-Analytic and Theoretical Review; Columbia University, Psychological Bulletin, 2002, Vol.128, No.4, 539-579.
- ※25 Elizabeth T. Gershoff and Andrew Grogan-Kaylor. Spanking and Child Outcomes: Old Controversies and New

Meta-Analyses. Journal of Family Psychology, 2016, Vol.30, No4, 453-469.

- ※26 服部祥子, 原田正文「乳幼児の心身発達と環境—大阪レポートと精神医学的視点」, 名古屋大学出版会, 1991年.
- ※27 S.Okuzono, T. Fujiwara, T. Kato, I. Kawachi, Spanking and subsequent behavioral problems in toddlers: A propensity score-matched, prospective study in Japan. Child Abuse & Neglect, 2017, Vol.69, 62-71.
- ※28 友田明美「新版いやされない傷—児童虐待と傷ついていく脳」, 診断と治療社, 2012年.
- ※29 主な調査として、例えば朝日新聞による読者アンケート調査結果(2006年、回答者4,584人)、WEBサイト「こそだて」によるアンケート調査結果(2011年、回答者275人)、育児情報誌「miku」による読者アンケート調査結果(2016年、回答者1,235人)などがある。
- ※30 2015年1月～2016年10月のプログラム受講者(91名)に対するアンケート結果。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, マニトバ大学「ポジティブ・ディシプリンの効果測定～予防・養育者支援を目的としたプログラム普及に向けて～」日本子ども虐待防止学会学術集會おおさか大会発表資料, 2016年11月.
- ※31 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる「ポジティブ・ディシプリン」18時間版プログラムの2015年1月～2017年5月受講者(181名)に対するアンケート結果から抜粋。



調査主体：公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



協力：認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク



NPO法人 子どもすこやかサポートネット



発行：2018年2月15日

改訂：2018年2月16日

【お問い合わせ先】

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京事務所 国内事業部

〒101-0047東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4F

TEL:03-6859-6869 FAX:03-6859-0069 E-mail:kosodate@savechildren.or.jp

<http://www.savechildren.or.jp>

※本報告書に掲載している写真はすべてイメージです。